

# 中華人民共和國國務院令

第 532 号

《中華人民共和國外貨管理條例》は 2008 年 8 月 1 日すでに國務院第 20 回常務委員会で審議改正され議決されたので、ここに改正後の《中華人民共和國外貨管理條例》を公布し、公布の日から施行する。

総 理 温 家宝

二 八年八月五日

## 中華人民共和國外貨管理條例

( 1996 年 1 月 29 日に中華人民共和國國務院令第 193 号が發布され、1997 年 1 月 14 日に【國務院の《中華人民共和國外貨管理條例》の改定に関する決定】に基づいて、2008 年 8 月 1 日に國務院第 20 回常務委員会にて審議改正され、議決された )

### 第一章 総 則

**第一条 ( 制定の目的 )** 外貨管理を強化し、国際収支の平衡を図り、国民経済の健全な発展を促進するために、本条例を制定する。

**第二条 ( 担当部門 )** 國務院の外貨管理部門とその出先機構 ( 以下外貨管理機関と言う ) は法に従って外貨管理の職責を負い、本条令実施の責任を負う。

**第三条 ( 外貨の定義 )** 本条例で言う所の外貨は、下記の外貨表示された国際決済の支払い手段と資産を指す。

- ( 一 ) 紙幣と硬貨を含む外貨現金
- ( 二 ) 小切手・銀行預金証憑・銀行カード等を含む外貨支払い証憑或は支払い手段。
- ( 三 ) 債権・株券等を含む外貨有価証券
- ( 四 ) 資金現金の特別引出権

(五) その他外貨資産

**第四条 (適用範囲)** 中国国内の機構や個人の外貨受取と支払い或は外貨取扱活動、及び国外の機構や個人の中国内における外貨受取と支払い或は外貨取扱活動に、本条例を適用する。

**第五条 (国際支払と移転)** 国家は經常性の国際支払いと移転を制限しない。

**第六条 (国際収支統計)** 国家は国際収支統計の申告制度を実施する。

國務院の外貨管理部門は国際収支の統計・監視測定を行い、定期的に国際収支状況を公布しなければならない。

**第七条 (金融機構の責務)** 外貨業務を執り行う金融機構は、國務院の外貨管理部門の規定に従って顧客のために外貨口座を開設し、併せて外貨口座を通して外貨業務を処理しなければならない。

外貨業務を執り行う金融機構は法によって外貨管理機関へ顧客の外貨受取と支払いおよび口座変動状況を報告しなければならない。

**第八条 (外貨の流通禁止)** 中華人民共和国の国内における外貨の流通を禁止する。併せて外貨を以って価格を計算し決算してはならない。但し、国家の別な規定が有る場合は除外する。

**第九条 (収入外貨の処置)** 中国国内の機構・個人の外貨収入は中国国内に取り込み或は国外に置いておいても良い。国内に取り込む或は国外に置いておく条件・期間などは、國務院の外貨管理部門が国際収支の状況と外貨管理の必要性によって規定を作る。

**第十条 (外貨備蓄の保持・管理・運営)** 國務院の外貨管理部門は法により国家外貨備蓄を、安全・流動・増値を遵守する原則で、保持・管理・運営する。

**第十一条 (国際収支の保障・制御)** 国際収支が深刻な不均衡に陥った場合或はその可能性が有る場合、及び国民経済が深刻な危機に陥った場合或はその可能性が有る場合、国家は国際収支に対して必要な保障・制御などの措置を取ることが出来る。

## 第二章 經常項目の外貨管理

**第十二条（外貨収支の真実性）** 經常項目の外貨収支は、真実・合法的取引の基礎を有しなければならない。外貨買取りと外貨売渡し業務を行う金融機構は、国务院の外貨管理部門の規定に従って、取引書類の真実性及びその外貨収支との一致性に対して合理的に審査を行わなければならない。

外貨管理機関は前項規定の事項を監督検査する権限がある。

**第十三条（外貨収入）** 經常項目の外貨収入は国家の関連規定に従って、保留或は買取りと外貨売渡し業務を行う金融機構へ売ることができる。

**第十四条（外貨支出）** 經常項目の外貨支出は、国务院の外貨管理部門の外貨支払いと外貨購入の管理規定に従って、有効な書類を根拠として自ら有する外貨により支払うか、或は外貨買取りと外貨売渡し業務を行う金融機構から外貨を購入して支払わなければならない。

**第十五条（出入国携帯外貨の限度額）** 出入国時に携帯・申告できる外貨現金の限度額は、国务院の外貨管理部門が規定する。

## 第三章 資本項目の外貨管理

**第十六条（国外機構の登記）** 国外の機構・個人が中国内に直接投資した場合、関連する主管部門の承認を経た後、外貨管理部門に登記手続きをしなければならない。

国外の機構・個人が中国内にて有価証券或は金融派生商品の発行・取引に従事した場合、国家の関連した市場参入に関する規定を遵守し、併せて国家の外貨管理部門の規定に従って登記手続きを行わなければならない。

**第十七条（国内機構の登記）** 国内の機構・個人が中国外に直接投資し或は有価証券・金融派生商品の発行取引に従事した場合、国家の外貨管理部門の規定に従って登記手続きを行わなければならない。国家の規定が事前に関連部門の承認或は届出を必要とする場合、外貨登記の前に承認或は届出手続きを行わなければならない。

**第十八条（外債の管理）** 国家は外債に対して数量管理を実行する。外債は国家の関連規定に従って手続きを行い、併せて外貨管理機関にて外債登記手続きを行わなければならない。

国務院の外貨管理部門は全中国の外債統計と監視観測に責任を負い、併せて定期的に外債状況を公表する。

**第十九条（対外担保の提供）** 対外担保の提供は、外貨管理機関に申請を提出し、外貨管理機関が申請人の資産負債状況を基に、承認或不承認の決定を行う。国家がその経営範囲に関連する主管部門の承認を経る必要があると定めている場合、外貨管理機関へ申請を提出する前に承認手続きを行わなければならない。申請人は対外担保契約にサインした後、外貨管理機関にて対外担保登記手続きをしなければならない。

国務院の承認を経て、外国政府或は国際金融組織の貸付けを使用して貸付転換をおこなうために対外担保を提供する場合、前項の規定を適用しない。

**第二十条（国外への貸付け）** 銀行業の金融機構は承認された経営範囲内で国外への商業性の直接貸付を行うことが出来る。その他の国内の機構が国外へ商業性の貸付を行う場合、外貨管理機構へ申請を提出しなければならず、外貨管理機構は申請者の資産負債などの状況を根拠に承認或不承認の決定をする。国家がその経営範囲に関連する主管部門の承認を経る必要があると定めている場合、外貨管理機関へ申請を提出する前に承認手続きを行わなければならない。

国外へ商業性貸付をする場合、国務院の外貨管理部門の規定に従って登記手続きを行わなければならない。

**第二十一条（資本項目外貨の収入）** 資本項目の外貨収入を留保或は外貨買取り外貨売渡し業務を行う金融機構へ売る時、外貨管理機関の承認を経なければならない。但し、国家が別に規定する場合は除く。

**第二十二条（資本項目外貨の支出）** 資本項目の外貨支出は、国務院の外貨管理部門の外貨支払いと外貨購入に関する管理規定に従い、有効な書類を根拠として自ら有する外

貨で支払うか或は外貨買取り外貨売渡し業務を行う金融機構から外貨を購入して支払わなければならない。国家が外貨管理機関の承認を経ることを規定したものは、外貨支払いの前に承認手続きを行わなければならない。国家の規定が外貨管理部門の承認を経るべきであると定めている場合、外貨支払い前に承認手続きをしなければならない。

法により終止する外商投資企業は、国家の関連規定により清算・納税後、国外投資者が所有している人民を、外貨買取り外貨売渡し業務を行う金融機構から外貨を購入して国外送金できる。

**第二十三条（資本項目外貨の用途）** 資本項目の外貨及び外貨買取り資金は、関連主管部門及び外貨管理機関が承認した用途に用いなければならない。外貨管理機関は資本項目の外貨及び為替決済資金の使用と口座状況を監督検査する権限を有する。

#### 第四章 金融機構の外貨業務管理

**第二十四条（金融機構の外貨業務の認可）** 金融機構が外貨買取りと外貨売渡し業務を行う或はやめる時は、外貨管理機関の承認を経なければならない。その他外貨業務を行う或はやめる場合、職責分担に従って外貨管理機関或は金融業管理監督機構の承認を経なければならない。

**第二十五条（金融機構の総合的資金管理）** 外貨管理機関は金融機構の外貨業務に対して、総合的手持ち資金管理を実行し、具体的な方法は国务院の外貨管理部門が制定する。

**第二十六条（人民元と外貨間の転換）** 金融機構の資本金・利潤及び人民元と外貨資産の不整合により、人民元と外貨間の転換を行う必要がある場合、外貨管理機関の承認を経なければならない。

#### 第五章 人民元の為替レートと外貨市場管理

**第二十七条（為替レート制度）** 人民元の為替レートは市場の需給の力を基礎として、管理された変動為替レート制度を実行する。

**第二十八条（外貨市場取引）** 外貨買取りと外貨売渡し業務を行う金融機構と、国务院の外貨管理部門が規定した条件に符合したその他機構は、国务院の外貨管理部門の規定に従って銀行間の外貨市場にて外貨取引を行うことが出来る。

**第二十九条（外貨取引の原則）** 外貨取引市場の取引は公開・公平・公正と誠実信用の原則を遵守しなければならない。

**第三十条（取引外貨の種類と形式）** 外貨市場で取引する貨幣の種類と形式は国务院の外貨管理部門が規定する。

**第三十一条（外貨市場の監督管理）** 国务院の外貨管理部門は法により全国の外貨市場を監督管理する。

**第三十二条（外貨市場の調節）** 国务院の外貨管理部門は、外貨市場の変化と貨幣政策の要求によって、法により外貨市場に対する調節を行うことが出来る。

## 第六章 監督管理

**第三十三条（外貨管理機関の権限）** 外貨管理機関は法により職責を履行し、下記の措置を執る権限を有する。

- （一）外貨業務を行う金融機構に対する現場検査の実施。
- （二）外貨違法行為の発生嫌疑のある場所の立入調査と証拠収集。
- （三）外貨収支或は外貨取扱活動をする機構と個人に質問し、調査対象の外貨違法事件に直接関連する事項に対する説明の要求。
- （四）調査対象の外貨違法事件に直接関連する取引書類などの資料の査閲と複製。
- （五）調査対象の外貨違法事件の当事者と直接関連する組織・個人の財務会計資料および関連文書を査閲・複製し、移動・隠匿・或は破棄の可能性のある書類と資料の封印保存。
- （六）国务院の外貨管理部門或は省級外貨管理機構の責任者の承認を経て、調査対象の外貨違法事件の当事者と直接関連する組織と個人の銀行口座の調査・尋問。

ただし、個人の貯蓄預金口座を除く。

(七) 違法資金などの事件と関わる財産の移動・隠匿を既に行った或はその可能性を証明する証拠が有る場合、或は重要な証拠を隠匿・偽造・破棄した場合、人民法院に凍結或は差押申請をできる。

関連する組織と個人は外貨管理機関の監督検査に協力し、関連状況を事実通り説明し、併せて関連文書・資料を提供しなければならない、拒絶・妨害・隠蔽してはならない。

**第三十四条 (監督検査時の要件)** 外貨管理機関が法により監督検査或は調査を行う時、監督検査或は調査を行う人員は2人より少なくてはならず、併せて身分証明を提示しなければならない。監督検査・調査する人員が2人より少ない或は身分証明を提示しない時、監督検査・調査される組織と個人はこれを拒絶する権利がある。

**第三十五条 (国内機構の報告書提出)** 外貨の取扱活動がある中国内の機構は、國務院の外貨管理部門の規定に従って財務会計報告・統計報告表などの資料を提出しなければならない。

**第三十六条 (違法行為の通報義務)** 外貨業務を行う金融機構が顧客の外貨違法行為に気付いた場合、速やかに外貨管理機関へ報告しなければならない。

**第三十七条 (外貨管理部門の情報入手)** 國務院の外貨管理部門は外貨管理の職責を履行するために、國務院の関連部門・機構から必要な情報を得ることができ、國務院の関連部門・機構はこれを提供しなければならない。

國務院の外貨管理部門は國務院の関連部門・機構に向けて外貨管理業務状況を通報しなければならない。

**第三十八条 (違法行為の通報権利)** 如何なる組織と個人も外貨違法行為を通報する権利がある。

外貨管理機関は通報者の秘密を保持し、併せて規定に従って通報者或は外貨違法行為の調査協力に功績があった組織と個人に褒賞を与えなければならない。

## 第七章 法律責任

**第三十九条（違法外貨持出し）**規定に違反して国内の外貨を国外に移転し、或は詐欺により国内資本を国外に逃避させる行為があった場合、外貨管理機関は期限を定めて外貨を国内へ戻すように命じ、逃避外貨金額の30%以下の罰金を課し、情況が厳しいときは30%以上100%以下の罰金を課す。犯罪を構成するときは法により刑事責任を追究する。

**第四十条（違法外貨取引）**規定に違反して人民元で受取り・支払うべき金額を外貨で受取り・支払った場合、或は虚偽・無効な取引書類などで外貨買取りと外貨売渡し業務を行う金融機構を騙した外貨購入などの不法な行為が有った場合、外貨管理機関は不法な外貨資金に対して再両替を命じ、不法な外貨取引金額の30%以下の罰金を課し、情況が厳しい場合は不法な外貨取引金額の30%以上100%以下の罰金を課す。犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追究する。

**第四十一条（違法外貨国内送金）**規定に違反して外貨を中国内に送金した場合、外貨管理機関は責任を持って過ちを正し、違法金額の30%以下の罰金を課す。情況が厳しいときは違法金額の30%以上100%以下の罰金を課す。

不法な外貨買取りをしたとき、外貨管理機関は責任を持って不法な外貨買取り資金の再両替を命じ、違法金額の30%以下の罰金を課す。

**第四十二条（外貨携帯違反）**規定に違反して外貨を携帯出入国した場合、外貨管理機関は警告を与え、違反金額の20%以下の罰金を課してよい。法律法規が税関による処罰を規定している場合、その規定に従う。

**第四十三条（違法外債管理）**無断で、対外借款や中国国外での債権発行或は対外担保の提供などの違法外債管理行為が有った場合、外貨管理機関は警告を与え違法金額の30%以下の罰金を課す。

**第四十四条（違法な外貨使用）**規定に違反して無断で外貨或は外貨買取り資金の用途を変更した場合、外貨管理機関は責任を持って過ちを正し、違法所得を没収し、違法金額の30%以下の罰金を課す。情況が厳しい場合、30%以上100%以下の罰金を課す。



規定に違反して外貨で価格計算し決算する、或は外貨国内送金等の不法な外貨使用行為があった場合、外貨管理機関は責任を持って過ちを正させ、警告を与え、違法金額の30%以下の罰金を課してよい。

**第四十五条（違法外貨売買）**密かな外貨売買、偽装外貨売買、外貨の転売転買、或は不法な外貨売買の紹介で比較的金額が大きい場合、外貨管理機関は警告を与え、違法所得を没収し、違法金額の30%以下の罰金を課す。情況が厳しい場合、違法金額の30%以上100%以下の罰金を課す。犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追及する。

**第四十六条（無許可外貨業務）**承認を経ずに無断で外貨買取りと外貨売渡し業務を行った場合、外貨管理機関が責任をもって過ちを正させ、違法所得がある場合はこれを没収し、違法所得が50万元以上の時は違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を課す。違法所得が無い場合或は違法所得が50万元に不足する場合、50万元以上200万元以下の罰金を課す。情況が厳しい場合、関連主管部門は責任を持って業務を停止し改善をさせ、或は業務許可証を取り上げる。犯罪を構成するときは法により刑事責任を追及する。

承認を経ずに無断で外貨買取りと外貨売渡し業務以外のその他業務を行った場合、外貨管理機関或は金融業監督管理機構が前項の規定に照らして処罰する。

**第四十七条（金融機構の違法行為）**金融機構が下記の状態の一つに当たる場合、外貨管理機関は責任を持って期限を定めて過ちを正させ、違法所得を没収し、併せて20万元以上100万元以下の罰金を課す。情況が厳しいとき或は期限が過ぎても改正されない場合、外貨管理機関は責任を持って関係業務を停止させる。

- （一）經常項目の資金の支出と収入を処理する時、取引書類の真实性及び外貨収支との一致性の合理的審査をしていない場合。
- （二）規定に違反して資本項目の資金の収入と支出の処理をした場合。
- （三）規定に違反して外貨買取りと外貨売渡し業務を処理した場合。
- （四）外貨業務の総合的を持ち資金管理に違反した場合。
- （五）外貨市場の取引管理に違反した場合。

**第四十八条（処罰対象行為）** 下記の状態の一つにあたる場合、外貨管理機関は責任を持って過ちを正させ、警告を与え、機構に対して 30 万元以下の罰金を課し、個人に対しては 5 万元以下の罰金を課してよい。

- （一）規定どおりに国際収支統計申告をしなかった場合。
- （二）規定どおりに財務会計報告と統計報告書などの資料を提出しなかった場合。
- （三）規定どおりに有効な書類を提出しなかった、或は提出した書類が真実でない場合。
- （四）外貨口座管理規定に違反した場合。
- （五）外貨登記管理規定に違反した場合。
- （六）外貨管理機関が法により行う監督検査或は調査を拒絶し妨害した場合。

**第四十九条（違反責任者の処罰）** 中国内の機構が外貨管理規定に違反した場合、本条例に従って処罰するほか、直接責任を負う主管者とその他直接責任ある人員に対して処分しなければならない。金融機構の直接責任を負う董事・監事・高級管理者とその他直接責任者に対して警告を与え、5 万元以上 50 万元以下の罰金を課す。犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追求する。

**第五十条（外貨管理機関職員の処罰）** 外貨管理機関の職員が私情にとらわれて不合理な不正行為を行い、職権を濫用し、職務怠慢により犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。なお犯罪を構成しない場合は法により処分する。

**第五十一条（行政行為への不服）** 当事者は外貨管理機関が行った具体的な行政行為に不服な場合、法に従って行政再議を申請できる。行政再議の決定に対して不服な場合、法に従い人民法院に対して行政訴訟できる。

## 第八章 附 則

**第五十二条（用語の定義）** 本条例の用語の定義は下記の通りである。

- （一）国内機構は、中華人民共和国国内の国家機関・企業・事業単位・社会団体・部

隊などを指し、外国の駐中国外交領事機構と国際組織の駐中国代表機構を除外する。

(二) 国内個人は、中国国民と中華人民共和国内に連続して満一年居住している外国人を指し、外国の駐中国外交人員と国際組織の駐中国代表を除外する。

(三) 経常項目は、国際収支のうち、貨物・サービス・収益・及び経常移転の取引項目などを指す。

(四) 資本項目は、国際収支のうち、対外資産と負債の水準に変化を発生させる取引項目を指し、資本移転・直接投資・証券投資・金融派生商品および貸付などを含む。

**第五十三条 (非金融機構の外貨業務)** 非金融機構が外貨買取りと外貨売渡し業務を行う場合、國務院の外貨管理部門の承認を得なければならない。具体的な管理方法は國務院の外貨管理部門が別途制定する。

**第五十四条 (施行日)** 本条例は公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*

**注記:**

本《中華人民共和国外貨管理条例》の中国国内において法的効力を有する正式文書は、中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来ませんが、中国国内において法的効力を持つ正式文書としては使えません。

また、この日本語版は中国文を可能な限り正確に翻訳すべく努めましたが、この日本語版の文言や訳文を使用して生じるかも知れない如何なる結果や影響に対しても責任を負うものではありません。

なお、各条の後の( )内の記述は、訳者が読者の便宜のために付加したもので、中国文の正式な外貨管理条例にはありません。